

令和5第3回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年3月2日（木） 午後4時00分
閉会日時	令和5年3月2日（木） 午後5時00分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 会議室35
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第10号 公立学校教職員の人事内申について
- 議案第11号 湯沢市指定文化財の指定について

【前回議事録の承認】

令和5年第2回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・3月定例会について
- ・市内小中学校卒業式・入学式について
- ・高校入試について（3/7）

【議 事】

○議案第10号 公立学校教職員の内申について

※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退席。

<質疑等>

なし

事務局職員再度着席時に、教育長から本議案「可決」を報告。

令和5第3回 湯沢市教育委員会議事録

○議案第11号 湯沢市指定文化財の指定について

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑等>

教育長	先日、文化財保護審議会を開催し、指定文化財に指定すべきものと答申を受けたのが、今、説明のあった「湯沢古城之図」である。所有者は、前教育委員の芳賀誠氏。「写し」とはいえ、貴重な資料である。
委員	このような貴重な歴史資料、本人からの申出だったのか。
文化財保護室長	数年前から、湯沢文化財保護協会より指定してほしいとしてリストアップされた中の1件である。リストアップされたものはまだたくさんあるので、今後、調査・研究をし、どんどん出していきたいと考えている。
委員	このように個人で所有しているものが、今回のようにあちらこちらから出てくれば、歴史資料も充実するものと思う。大変ありがたいことと思う。
委員	湯沢西小学校の校歌は、与謝野晶子が詞を直しており、その歌詞の中に「鳥海の山」と「湯沢の城」が出てくる。校歌が作られたのはおそらく湯沢西小学校が市役所近辺にあったところで、その時は、裏の城跡に子どもたちが遊びに行けるほど近かった。ところが今は離れた場所に校舎があり、「鳥海の山」はピンとくるが、「湯沢の城」は実感として感じにくいものと思われる。この絵図を映像でもいいので、湯沢西小学校の高学年の子たちに見せてあげると実感が伴い、校歌を歌う時に重みが出てくるのではないかと思う。見ることで母校への思い、湯沢への思いを感じてもらえると嬉しい。
文化財保護室長	指定にあたり、高精細な画像を撮っている。今後、様々な活用できるものと考えている。
委員	湯沢市の文化財が150件あると聞いたが、今後はどんどん増えていく想定か。また、まさに眠っている文化財を取り上げてもらえるようにするにはどのようにしたらよいものか。
文化財保護室長	地域計画を作り、その中で文化財が流出しないようにと掲げている。うまく活用すれば、今後は益々増えていくものと思っているし、増やしていきたいと考えている。文化財地域計画の「資料編」に、未指定の文化財が何百件と出ている。これらは、過去2年間、地域を回って集めた資料であり、これらを調査・研究し、湯沢市にとっていかに重要かを解明していければ、指定に向かっていける。
委員	断片的でもいいので、市の広報でそのような調査が行われる

令和5第3回 湯沢市教育委員会議事録

	こと、また、市民の皆様からのご応募等、たくさんの方の気を引くような形で進めていただきたい。
文化財保護室長	今年度、市広報にコラムの掲載を再開し、今回は「湯沢風」を取り上げた。来年度も春夏秋冬に合わせたコラムの掲載を考えている。その中に、委員がおっしゃられたお知らせを加えた情報発信もできればと思う。
委員	文化財の指定が、滅失・流出を防ぐため、というのも分かる。今回の文化財は、所有者が分かっているが、空き家となり解体し、所有権が移る文化財もあると思われる。そのような場合、連絡が来るようなシステムになっているのか。
文化財保護室長	指定の文化財であれば、湯沢市から転出しようとする人がいれば、連絡が来るような体制を現在構築中である。過去に1件だけ、県指定文化財が売却されたことがあり、それは、数年後に事案を把握した。そうならないよう、具体的な手続きをこちらから情報発信していかないと浸透しないものと思われる。
委員	市の指定文化財（絵図）を持っている方が、家を解体するため、その文化財をどうしようか悩んでおり、その方の希望としては、皆瀬に所縁のあるものであるため、皆瀬の新庁舎に掲げてほしいとのことであった。今はお寺で預かっている。実際にこのようなことがある。市ですべては把握できないものと思われる。
文化財保護室長	今年度、寄贈・収集に係る基準を作成中である。それができれば、広報やホームページ等で寄贈を受け入れできるものを、具体的に示していける。家の解体等で見つかったもので、市にとって貴重なもので寄贈したいとなれば、基準に基づき、市で受け入れることができることになる。また、旧三梨小学校を文化財の収蔵庫として使っていくことが決まっているので、受け入れの準備がやっとできてきたところである。
教育長	各地区の文化財保護協会の方々に動いていただければ、こちらでも動きやすい。その辺が機能していけばいいのかと思う。

議案等の処理結果

令和5第3回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第10号	公立学校教職員の人事内申について	可 決
議案第11号	湯沢市指定文化財の指定について	可 決

令和5第3回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第3回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年3月2日(木) 午後4時00分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室35

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

議案第10号 公立学校教職員の人事内申について

議案第11号 湯沢市指定文化財の指定について

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第3回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第10号 公立学校教職員の人事内申について

議案第11号 湯沢市指定文化財の指定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第11号

湯沢市指定文化財の指定について

湯沢市指定文化財の指定について、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

1 件数 1件

2 名称 湯沢古城之囿

3 提案理由

湯沢市文化財保護条例（平成17年条例第104号）第4条第1項の規定により、上記物件を湯沢市指定文化財として指定したいため。

なお、同条第3項の規定により、令和5年2月21日に湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日、市指定文化財に指定すべきとの答申を受けております。

湯沢市指定文化財調書

- 1 名 称 ^{ゆざわこじょうのず} 湯沢古城之図
- 2 員 数 1 鋪
- 3 種 別 有形文化財(歴史資料)
- 4 所 在 地 湯沢市 XXXXXXXXXX
- 5 所 有 者 個人 XXXXXXXXXX
- 6 時代・年代 明治24年(1891)
- 7 構造・形式等 縦105cm 横117cm
紙本著色



「湯沢古城之図」(図1)

8 説 明

この絵図(図1)は、天保10年(1839)に^{さとうへいえもん}佐藤平右衛門によって描かれた、湯沢城とその周辺を示した絵図の書き写しである。(以下「本資料」という。)

湯沢城の本丸や二の丸、堀切などの山城の地形が間数とともに示されており、平場は薄く、斜面は濃い色を塗ることで起伏が表現されている。曲輪を結ぶ階段には黄色が塗られ、また清凉寺付近から登るつづら折りの道(通称 七曲り)は橙色が塗られている。そのほか、城下の寺や神社、給人町(組下と家中)、湯沢大堰(水路)など、天保期の湯沢城下の様子も描かれ、各家には武士の名前が記されている。

佐藤平右衛門は数年かけて湯沢城を測量し、絵図を完成させた。その後、明治24年(1891)に^{はがかつよし}芳賀勝縁が、原本に虫害があったことから本資料を作製したことが添書¹から読み取れる。また、原本に附属していた、^{はがかつり}芳賀勝斯(勝縁の祖父)が記した佐藤平右衛門への賛辞²を本資料の左上部に書き写しており、その内容からは城跡で畑作が行われていたことが読み取れる。

9 指 定 理 由

湯沢城は、古館山(標高約200m)の丘陵地帯に、鎌倉時代後期、小野寺氏により稲庭城の支城として築かれた山城で、東西約400m、南北約600mの広さがある。慶長7年(1602)には佐竹南家三代義種が城代として入城するが、一国一城令により元和6年(1620)に破却されている。城跡は昭和42年(1967)、市指定史跡「湯沢城址」に指定されている。

湯沢城址は、小野寺氏や佐竹南家に由来する、本市の歴史を語る上で欠かすことのできない史跡であるが、現存する資料は数少ない。本資料は、写しではあるが、天保期における湯沢城下のまちなみとともに、城郭が立体的に把握できるなど、市にとって重要な資料であることから、湯沢市文化財保護条例第4条第1項により、市指定有形文化財(歴史資料)に指定するものである。

1 別紙 湯沢古城之図 翻刻 3 参照

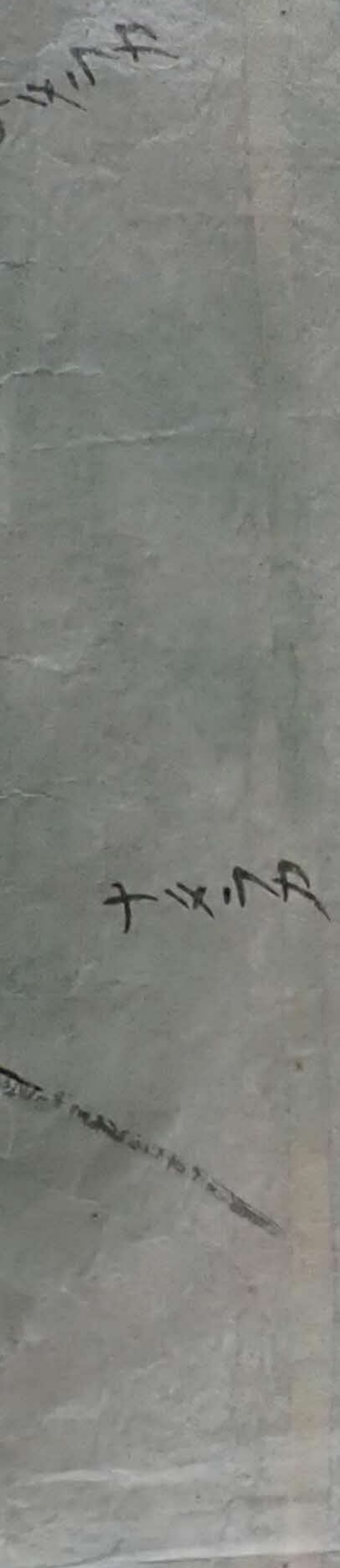
2 別紙 湯沢古城之図 翻刻 2 参照

湯澤古城之圖



此古城繪圖天保十三年佐藤平左門秩刈日久及登山測量方位間敷ヲ極
 頗心カラズシ教年精心ヲ盡書頭ス圖也慶長ヨリ今ニ至リ二百數十年ノ間次第
 山林或ハ畑ニ變之昔ノ本形ニ略破壊ニ及ヒタレ其体今ニ滅セス其城体ノ元ヲ推測
 トキハ自然古ノ体形知ル足ル平右門ノ勞力感スル餘クアリ且ツ其時祖父勝斯ノ
 賞身ノ言ノ書付モ添テ六膳寫ニテ書添置者也

新嘉光人



湯沢古城之図 翻刻

1 (芳賀勝縁(敬齋)による、本資料の説明)

此古城絵図ハ天保十亥年佐藤平右衛門秣刈日々登山測量方位間数ヲ極

頗心力ヲ尽シ数年精心ヲ籠(コメ)書頭ス図也慶長ヨリ今ニ至リ二百数十年ノ間次第

山林或ハ畑ニ変シ昔ノ本形モ略破壊ニ及ヒタレ共其体今ニ滅セス其城体ノ元ヲ推測ル

トキハ自然古ノ体形知ルニ足ル平右衛門ノ勞力感スル餘リアリ且ツ其時祖父勝斯ノ

賞言ノ書付モ添アレハ謄写シテ書添置者也

敬齋老人

所成之馬

柞古流の馬ハソノ流公彦孫ノ子ト唱申サシ

其長ク以流馬其守家私の古城ナリ （此の古城は）

今更ニ後代アリトシ （此の古城は） 所定封ノ御也 （此の古城は） 上ノ古也

其更ニ古トシ運ニ流ハ古トシ相トシテ水申サシ古也 （此の古城は） 此ノ古

今更ニ天下虎城也ト云至マヨリ城キテ今ノ流也ハソノ後アリ

傳ヘテ今ノ古城ノ名ハ申サシ入リアリテ今ノ古城ノ名ハ申サシ

此ノ古城ノ名ハ申サシ今ノ古城ノ名ハ申サシ

今更ニ馬州ノ名ハ申サシ今更ニ馬州ノ名ハ申サシ

今更ニ馬州ノ名ハ申サシ今更ニ馬州ノ名ハ申サシ

今更ニ馬州ノ名ハ申サシ今更ニ馬州ノ名ハ申サシ

今更ニ馬州ノ名ハ申サシ今更ニ馬州ノ名ハ申サシ

馬新張

馬新張

于付天保十三年八月吉日

(芳賀勝斯が付した紙の内容を勝縁が写したもの)

附紙之写

抑古洛の義ハいつ頃より諸築候と申唱連も無之

慶長之頃館岡豊前守殿私の居城たり

其以前奥羽
軍記ニ詳之

其以前移り代り多かるへし 御遷封之砌ニは 上命有りて

豊前守殿被立退候跡へ最上庄内之押として御南家御居城と被仰蒙

其後天下一統城数被減置夫より御下城在て今の御屋敷へ御移りある也

依て今の古城之義御南家御手入りありて今の前森館と唱候地面迄御取開ニて

輕輩迄屋敷割誠ニ大構となる也境目城の義ハ諸国共ニ大構ニは無之もの也

其許事馬草刈毎朝其外両三度ツ、も其地面曲輪道の模様ニ至迄間数手ニ入写取り

扱年来の事故畑作等之手入も有之見あやまり有りといへとも方角ヒツミ等の違無之事

誠ニ実地顯然たり其機ニあらさるもの一辺にてハ図しかたし辛勞の至り図ニ顯れ

たり図之色取り等ハ不案内故追而可教もの也

勝斯(花押)

平右衛門殿

于時天保十巳亥八月吉日



右圖先年平手魚の二幸也右の二好也八唯虫谷あり滅没及之患也
 修文閣の二果之合切於之之概四書と寫し給ふ製し返す此
 参之了之備也

明治廿四年九月上旬 陰曆 辛卯八月上旬

敬齊其方賀具勝縁
 行年五十六歳



北

湯沢古城之図 翻刻

3 (芳賀勝縁(敬齋)による、写した経緯や日付等を記したもの)

右図先年平右衛門ノ辛勞スル所ナレハ唯虫喰等之滅没ニ及ヲ患ひ
借文閱スルニ果シテ虫食切捨有り其概略を写し絵図ニ製し後日の
参考ニ備ル也

時明治廿四年九月上旬陰曆辛卯八月上旬

敬齋芳賀勝縁

行年五十六歳ニテ誌ス

(写)

令和5年2月21日

湯沢市教育委員会
教育長 和田 隆彦 様

湯沢市文化財保護審議会
会長 齊藤 茂美



湯沢市指定文化財の指定について（答申）

令和5年2月21日付、湯教生第904号で諮問のあったこのことについて、本審議会で審議した結果、次のとおり答申いたします。

湯沢市指定有形文化財の指定について

次の絵図は、地域の歴史を伝える重要な資料であるので、湯沢市指定文化財に指定することは妥当です。

- ・湯沢古城之図 1 鋪

同 意 書

1 名称及び員数 湯沢古城之図 1 鋪

2 所在地 湯沢市 [REDACTED]

私の所有する上記の文化財を市指定文化財に指定することに同意します。

令和5年2月17日

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

湯沢市教育委員会 様

